

Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークの
対象分野拡大に係る第三者評価等業務
公募型企画競争提案説明書

1 業務名

Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークの対象分野拡大に係る第三者評価等業務

2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

- ア 日本国内に事業所を有する法人であること。
- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- オ 同一の企画競争において、事業協同組合などの組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- カ 企画提案書など提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負などの実績高があること。
- キ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)に基づき、札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約などから排除していることを承知していること。
- ク 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当しないこと。
 - (ア) 役員など(申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (イ) 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (ウ) 役員などが自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(イ) 役員などが、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員などが、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

ケ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

コ 国際資本市場協会(The International Capital Market Association)の外部レビュアー又はClimate Bonds Initiative認定検証機関として登録されている外部レビュー機関であること。

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

(3) 事業費

3,500千円(消費税相当額を含む)を上限とする。

※上記金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

業務仕様書の内容を十分に踏まえた上で提案を実施すること。

(1) 本業務に対する考え方や事業方針

本業務の目的を踏まえた業務に対する考え方や実際に進めるにあたっての方針などを記載すること。

(2) 業務執行体制、スケジュール、業務配分及び過去実績

本業務を実施するにあたっての業務執行体制、スケジュール、業務配分、グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)関連事業への知見やESGファイナンス又はトランジション・ファイナンスの評価など類似業務実績を記載すること。なお、スケジュールについては、第三者評価完了までの作業工程を可能な限り細かく示した上で、工程ごとのスケジュールを記載すること。

(3) Team Sapporo-Hokkidoグリーンファイナンス・フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)運用のために必要な国内外の動向に関する情報提供などについて

第三者評価機関として独立性を担保した上で、フレームワークを関係者間で運用するために必要なESGファイナンスの基礎知識や、委託者が業務仕様書にて示す分野における国内外の直近の動向などを委託者に提供する手法について記載すること。

(4) フレームワークの第三者評価について

第三者評価のプロセスについて記載すること。なお、第三者評価レポート作成における留意点、事実誤認の確認などのプロセスについて記載すること。

(5) フレームワークの情報発信への協力について

情報発信の手法、対象、回数などについて記載すること。また、委託者に対する情報発信への協力内容について記載すること。

5 契約候補者の選定方法

(1) 審査

企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を行い、1者を選定する。企画提案者が4者以上になった場合、下記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。

(2) 審査基準

ア 業務執行能力【30点】

(ア) 業務目的及び業務内容の考え方や姿勢(15点)

(イ) 業務執行体制(5点)

a 業務を円滑に進めるための業務経験などを含めた適切な人員配置が予定されているか

b 全体のスケジュールや業務配分が適切か

(ウ) 類似業務実績(10点)

ESGファイナンスに関する第三者評価の知見を有し、EUタクソノミーなど、国際的に普及している基準を用いた国内事業の評価実績など、類似業務の実績を相応に有しているか

イ 企画提案内容【70点】

(ア) 制度運用に必要な国内外の動向に関する情報提供などについて(20点)

必要なESGファイナンスの基礎的知識や国内外の直近の動向などが分かりやすく提供される内容になっているか。

(イ) 第三者評価について(20点)

評価機関として独立性を担保しつつ、委託者との意思疎通の不備による事実誤認などを回避できるプロセスとなっているか。

(ウ) 情報発信への協力について(20点)

a 業務目的の達成に資する情報発信の手法となっているか

b 適切な情報発信の対象を選択しているか

c 制度を訴求できる十分な情報発信の回数となっているか

(I) その他提案事項(10点)

その他、フレームワークの効果的な運用に資する提案があるか

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱い

同点の事業者が2者以上あった場合、実施委員会で協議の上、選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点(満点の6割)以上の場合に限り、契約候補者として選定する。

6 企画提案に関する手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

ア 質問書(様式1)

イ 参加意向申出書(様式2)

ウ 企画提案提出書(様式3)

エ 企画提案者概要(様式4)

オ 申出書(様式5)

(2) スケジュール

ア 参加意向申出書の受付:令和7年12月11日(木)正午締切(予定)

(ア) 参加意向申出書(様式2)を提出すること

(イ) 提出方法は郵送又は持参(土・日・祝日を除く9:00~17:00)とする(送付先は後記9に記載)。郵送の場合は送付後に到達を確認すること

イ 質問の受付:令和7年12月16日(火)正午締切(予定)

(ア) 様式1に要旨を簡潔にまとめて提出すること

(イ) 提出方法は電子メールとする(送信先は後記9に記載)

(ウ) 電子メールのタイトルは「Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークの対象分野拡大に係る第三者評価等業務質問書(事業者名)」とする

(イ) 質問への回答は電子メールで行うとともに、必要があると認める場合はホームページで公開する(質問した事業者名などは公開しない)

ウ 企画提案の受付:令和7年12月19日(金)正午締切(予定)

(ア) 後記7(1)記載の以下全てを提出すること

a 企画提案提出書(様式3)

b 企画提案者概要(様式4)

c 企画提案書(様式任意)

d 見積書(様式任意)

※札幌市競争入札参加者名簿に登録がない事業者は以下全てを提出すること

e 登記事項証明書

f 財務諸表(直前2期分)

g 申出書(様式5)

(イ) 提出方法は書留郵便やレターパックなど受領確認ができる方法又は持参(土・日・祝日を除く9:00~17:00)とする(送付先は後記9に記載)

(ウ) 企画提案提出書(様式3)、企画提案者概要(様式4)及び見積書については、同内容の電子ファイル(PDFファイル形式)を電子メールで提出すること(送信先は後記9に記載)。

(イ) 参加資格審査結果は個別に通知する

(オ) 提出書類に不備や不足がある場合は受け付けない

エ 書面審査の実施:令和7年12月22日(月)(予定)

企画提案者が4者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、令和7年12月23日(火)までに企画提案者に通知するものとする。

オ プレゼンテーション審査の実施:令和7年12月24日(水)(予定)

(ア) 開始時間は別途連絡する

(イ) 場所は札幌市グリーントランスフォーメーション推進室事務局(札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北一条ビル8階)内の会議室とする。オンラインでの参加も可とする

(ウ) 出席者は2人までとする(オンライン参加の場合も同様)

(エ) プレゼンテーションは1事業者につき30分間(提案説明20分、質疑応答10分)とし、順次個別に行う

(オ) 事前に提出した企画提案書に基づいて、企画提案を行うこと。当日のプロジェクトの使用及び追加資料の配布は認めない

(カ) プレゼンテーションを欠席する事業者の提案は無効とする

カ 審査結果通知:プレゼンテーション審査実施後

(ア) 審査結果は速やかに提案者全員へ文書で通知する

(イ) 審査の過程は公表しない

キ 契約手続き:令和8年1月上旬(予定)

(ア) 本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議及び調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は選定事業者に対し、別途通知する

(イ) 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合、企画提案審査で次点の評価を受けた事業者を選択する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない

7 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

【全ての事業者が提出する書類】

ア 参加意向申出書(様式2) 1部

イ 企画提案提出書(様式3) 1部

ウ 企画提案者概要(様式4) 9部(正本1部、副本8部)

エ 企画提案書(様式任意) 9部(正本1部、副本8部)

オ 見積書(様式任意) 9部(正本1部、副本8部)

【札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者が合わせて提出する書類】

カ 登記事項証明書

(ア) 登記は現在事項証明書又は全部事項証明書

(イ) 写しでも可とするが、参加意向申出書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること

キ 財務諸表(直前2期分)

貸借対照表、損益計算書

ク 申出書(様式5)

(2) 企画提案書作成に関する留意事項

- ア 企画提案書はA4判(縦横不問)、両面印刷で作成すること
- イ 副本8部は、表紙及び中身を含め、提案者を特定可能な記載を行わないこと
- ウ 企画提案者概要(様式4)、企画提案書(様式任意)、見積書(様式任意)は、PDF形式のデータも提出すること
- エ 見積書(様式任意)は、積算根拠が分かるように記載すること。なお、当該見積額は企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない
- オ 提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと

8 その他留意事項

- (1) 本企画競争に関する書類作成、提出などにかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回、再提出及び修正は認めない(軽微な修正は除く)。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 同一の事業者から複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 委託者が選定にあたって必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は本企画競争に必要な場合、提出書類などを委託者が利用することを許諾することとする(複製の作成など)。
- (8) 提出書類は札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本企画競争の参加者は、委託者から提供する情報を本企画競争の提案に関するもの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合、辞退届(様式任意)を提出すること。

9 企画提案書など提出、問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北一条西3丁目ばらと北一条ビル8階
Team Sapporo-Hokkaido事業推進協議会事務局(札幌市まちづくり政策局グリーン
ントランスフォーメーション推進室事業担当課)
担当:松永、吉本
電話:011-211-2422 mail:gx-project@city.sapporo.jp